



令和8年7月31日
道路局 高速道路課

高速道路会社への事業許可について

本日、首都高速道路の料金改定について、道路整備特別措置法第3条に基づき、国土交通大臣より高速道路会社（首都高速道路（株））へ事業許可を行いましたのでお知らせします。

<問合せ先>

道路局 高速道路課 高速道路事業調整官 小島 （内線：38302）
企画専門官 佐々部 （内線：38304）
代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8500

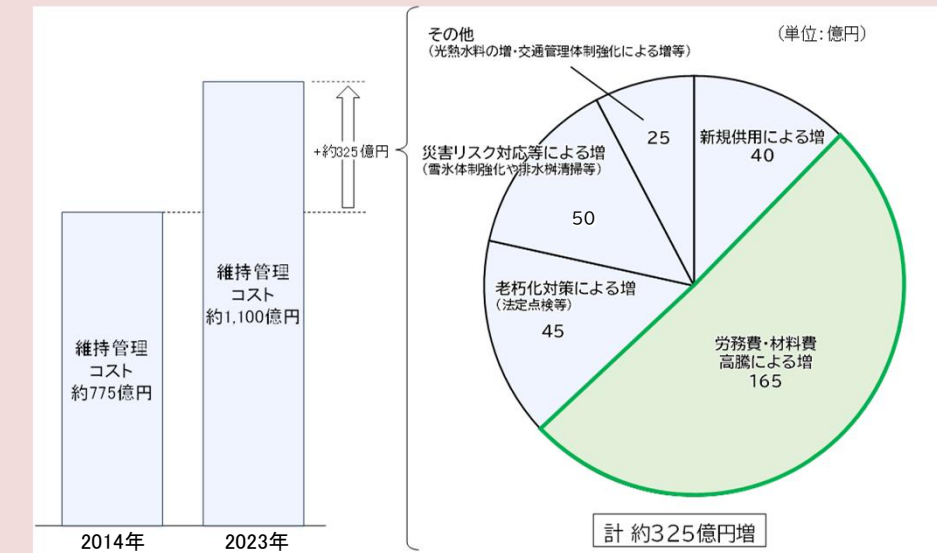
首都高速道路の料金改定の基本的な考え方

- 昨今の労務費や材料費の高騰などにより維持管理コストが上昇している中で、維持管理の現場で対応しているエッセンシャルワーカーへの適正な労務費の確保・行き渡りを確保しつつ、安定的かつ計画的に、必要な維持管理を確実に行うため、10月1日より料金改定を実施。

維持管理コストの上昇

- 直近10年で維持管理コストは約1.4倍に上昇しているが、昨今の労務費・材料費の高騰分を措置できていない状況

維持管理コストの推移



※修繕費については、通常修繕(土木・施設)のみを計上
(定期的な修繕ではなく、橋梁耐震や逆走対策など個別事象に対応した非定常的なものは除く)
※2026年度以降の維持管理費については、現行協定に昨今の労務費等の高騰分が考慮されておらず、2010年度単価となっている

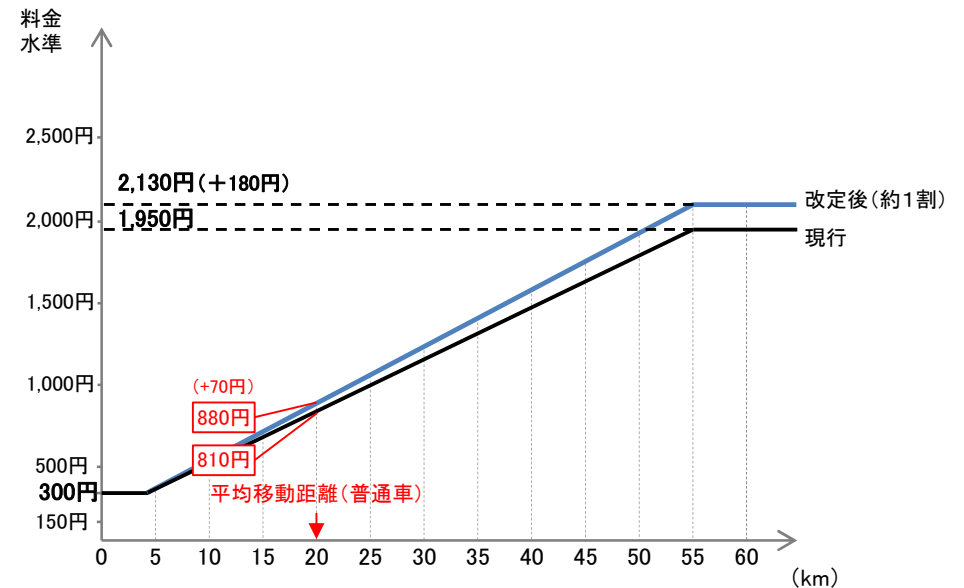
料金改定の概要(10月1日より実施)

料金水準の引き上げ

(1kmあたりの料金を1割引き上げ)
普通車の場合、29.52→32.472円/km
平均改定率8.1%

- ・維持管理費の労務費等増の対応
・物流対策の継続
について、**当面5年程度実施可能**

※中型車以上は特別措置実施のため、
・2026年6月30日まで現行料金に据え置き
・中型車以上の大口・多頻度割引を5年間継続するが、
後年度の一定期間(2030年7月～2031年3月)は割引率を縮小



※ 料金は普通車ETCの場合
※上限料金は、現在の考え方を維持し、55km以上の利用については、55kmの額を適用する。
※平均改定率は2024年度利用実績データ(ETC車)を元に算出

物流対策

※2026.9末まで暫定的に延長

- 国民生活・経済活動を支える物流などの支援のための**大口・多頻度割引の拡充が、2026.3末*までの措置となっている状況**

10月1日からの首都高速道路料金の概要

車種区分ごとの基本料金について

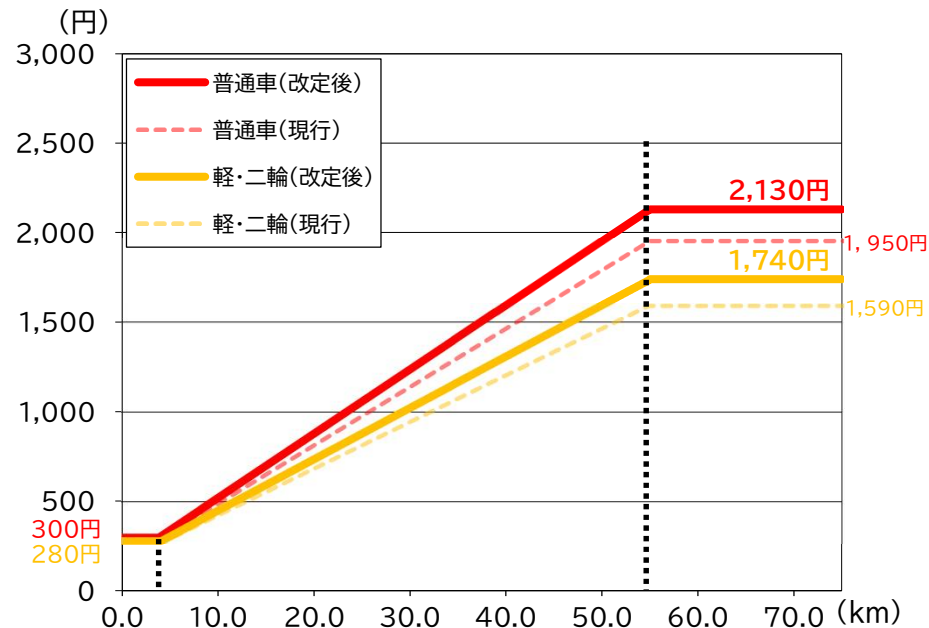
車種区分	現行基本料金
軽・二輪	280円～1,590円
普通車	300円～1,950円
中型車	330円～2,310円
大型車	400円～3,110円
特大車	550円～5,080円

10/1以降

車種区分	改定後の基本料金
軽・二輪	280円～1,740円
普通車	300円～2,130円
中型車	330円～2,520円 ※(330円～2,310円)
大型車	400円～3,410円 ※(400円～3,110円)
特大車	550円～5,570円 ※(550円～5,080円)

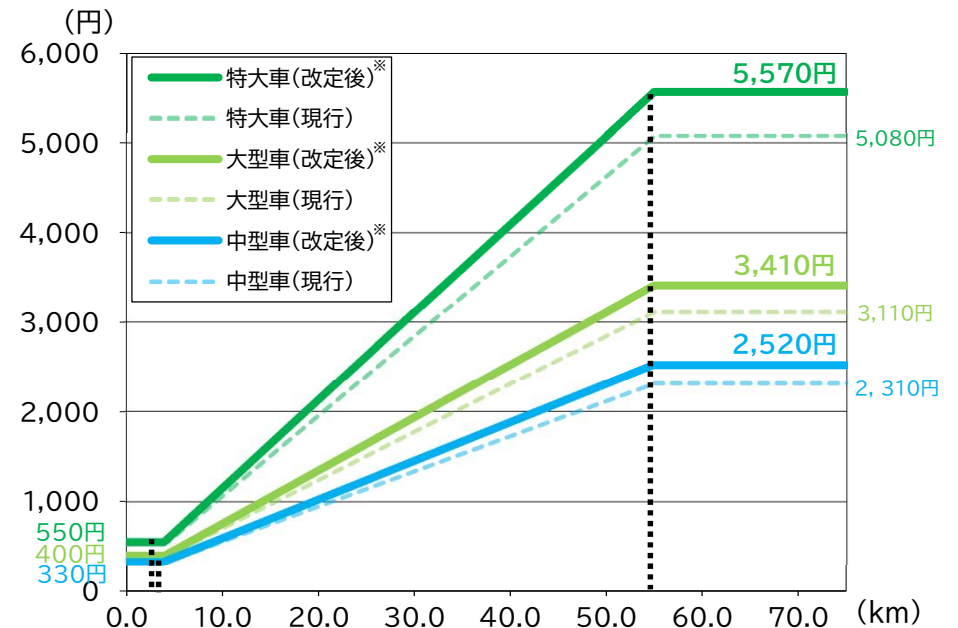
※中型車以上の()内の料金は特別措置期間中(2026.10～2027.6)に適用される額

【軽・二輪 普通車 の料金】



* 下限料金は現行料金(普通車:300円)を維持します。上限料金は、現在の考え方を維持し、55km以上の利用については、55kmの額を適用。

【中型車 大型車 特大車 の料金】



※中型車以上の料金は特別措置期間中(2026.10～2027.6)、現行料金を適用